港区立エコプラザ

管理運営に関する基本協定書

港

港区エコみらいプロジェクト

## 港区立エコプラザの管理運営に関する基本協定書

港区(以下「甲」という。)と地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び港区立エコプラザ条例(平成7年港区条例第17号。以下「条例」という。)第15条第2項の規定に基づき指定した指定管理者である港区エコみらいプロジェクト(以下「乙」という。)は、次のとおり、港区立エコプラザ(以下「本施設」という。)の管理運営に関する基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 本協定は、条例第14条に規定する本施設の管理運営業務(以下「本業務」という。)を、乙が実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

## (公共性の趣旨の尊重)

第2条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本業務の実施に当たって公の施設の公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

## (信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

#### (指定期間等)

- 第4条 条例第15条第3項に規定する指定の期間(以下「指定期間」という。)は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- 2 本協定の有効な期間は、前項に規定する指定期間と同様とする。
- 3 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (本施設の概要)

- 第5条 乙が本業務を行う本施設の所在地及び建築物等の概要は、次に掲げるとおりと する。
  - (1)所在地 港区浜松町一丁目13番1号
  - (2)施設概要

## ア 建物

鉄筋コンクリート造地上 17 階、地下 1 階のうち、 1 階から 3 階の一部延床面積 1,157.98 ㎡ (共同住宅等との共用按分面積を含む。)

## イ 主な諸室

エントランスホール、メインフロア (ワーキングルーム、ラーニングルーム、 サーチングルーム)、事務室、会議室 (2室)、トイレ、控室、倉庫

## ウ 主な設備

駐車場 (3台)、駐輪場 (自転車用約 10 台、バイク用 6 台)、ビオトープ (2 ヶ所)、エレベーター (1機)、3階屋上

## (本施設の使用)

第6条 甲は、本業務の実施に当たり、本施設を乙に対し無償で使用させるものとする。

## (目的外使用の禁止)

第7条 乙は、施設、付帯設備及び物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本業務以外の目的に使用し、又は第三者に貸与し、若しくは譲渡してはならない。 ただし、甲と協議し、その承諾を得た場合は、この限りでない。

## 第2章 本業務の実施

## (本業務の範囲)

第8条 乙が行う本業務の範囲は、条例第14条各号に定めるものとし、その詳細は、 別に定める業務基準書のとおりとする。

## (甲が行う業務の範囲)

- 第9条 次の業務については、甲が行うものとする。
  - (1) 本施設の使用許可
  - (2) 本施設の目的外使用許可
  - (3) 本施設の改築改修に関する業務 (大規模修繕工事等)

#### (責任者等の配置)

第10条 乙は、本業務を円滑かつ適正に履行するため、本業務に係る責任者及び職員 を配置するものとする。

## (管理運営の基準)

第11条 本業務を行う上での管理運営の基準は、条例に定めるもののほか、別に定める業務基準書のとおりとする。

#### (本業務の範囲及び管理運営の基準の変更)

- 第12条 甲及び乙は、甲又は乙が必要と認める場合は、第8条に規定する本業務の範囲及び前条に規定する管理運営の基準の変更について協議するものとする。
- 2 変更に伴う管理運営費用については、前項の協議において決定するものとする。

#### (本業務の実施)

- 第13条 乙は、本協定、年度協定、条例及び関係法令等のほか、事業計画書に従って本業務を実施するものとする。
- 2 本協定と事業計画書との間に矛盾及び齟齬がある場合は、本協定、事業計画書の順 にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書において本協定を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

## (事業計画書の提出)

- 第14条 乙は、本業務を実施するに当たり、本施設について次に掲げる事項を記載した事業計画書を速やかに甲に提出しなければならない。
  - (1) 収入支出の予算
  - (2) 年間計画書
  - (3)職員の構成
  - (4) 職員の履歴及び資格に係る事項
  - (5) 非常勤職員の雇用に係る事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項
- 2 前項第1号及び第2号については年度ごとに、第3号から第5号までについては事項の変更があるごとに提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものと する。

#### (事前準備)

- 第15条 乙は、指定期間の開始の日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材 を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 前項の規定による事前準備に関する費用は、乙の負担とする。

## (再委託の禁止)

- 第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する業務で、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託してはならない。
  - (1) 施設及び付属設備の保守並びに検査業務
  - (2) 清掃及び警備業務

- (3) その他特に甲が必要と認めた業務
- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用負担において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用は、全て乙の責めに負うべき事由により生じた損害及び追加費用とみなし、乙が負担するものとする。
- 3 乙は、本協定によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

#### (本施設の改修等)

- 第17条 本施設の改修、改造、増築及び移設については、甲の責任及び費用負担において実施するものとする。
- 2 本施設の修繕については、1件につき 130 万円(消費税を含む。)を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき 130 万円(消費税を含む。)以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。
- 3 乙が前項に規定する本施設の修繕を行う際は、甲に対して予告するとともに了承を 得るものとする。

#### (緊急時の対応)

- 第18条 指定期間中に、本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、乙は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。
- 2 災害発生時の対応については、別に定める業務基準書のとおりとする。
- 3 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して原因調査に当たるものとする。

## (守秘義務)

- 第19条 乙又は本業務に従事する者は、本業務の実施により知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、本協定の終了後又は解除後においても同様とする。

## (個人情報の保護)

- 第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。
- 2 前項の規定は、本協定の終了後又は解除後においても同様とする。

## (情報安全対策指針の遵守)

- 第21条 乙は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針(平成 15 年 8 月 15 日 15 港政情第 312 号)を遵守しなければならないものとする。
- 2 乙は、甲が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。

## (本業務の情報公開等)

- 第22条 乙は、乙が本業務で利用する文書等(図画、写真、フィルム及び電磁的記録等を含む。)について、区政情報公開請求又は自己情報開示等請求があったときは、 甲の指示に従い、適切に対応しなければならない。
- 2 乙は、甲が受け付けた区政情報公開請求又は自己情報開示等請求に前項に規定する 文書等が該当する場合は、甲の指示に従い、当該文書等を速やかに甲に提出しなければならない。
- 3 区政情報公開請求及び自己情報開示等請求に係る公開決定等は、甲が行うものとする。

## 第3章 備品等の取扱い

#### (備品等の貸与)

- 第23条 甲は、別紙2「管理備品等一覧」に示す備品等(以下「備品等(I種)」という。)を無償で乙に貸与するものとする。
- 2 乙は、指定期間中、備品等(I種)を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等(I種)が経年劣化等により本業務に供することができなくなった場合、甲は、 乙との協議により、必要に応じて当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等(I種)を破損滅失したときは、甲との協議により、 必要に応じてこれを弁償しなければならない。

#### (乙による備品等の購入)

- 第24条 乙は、本業務の実施のため、自己の費用等により備品等を購入又は調達することができる。
- 2 乙は、自己の費用等により購入又は調達した備品等(以下「備品等(Ⅱ種)」という。) を帳票に掲載し、前条に規定する備品等(Ⅰ種)と明確に区別して管理しなければなら ない。
- 3 前項に規定する備品等(Ⅱ種)は、乙に帰属するものとする。

## 第4章 本業務実施に係る甲の確認事項

#### (業務実績報告等)

- 第25条 乙は、毎月終了後、翌月の10日までに次に掲げる事項を記載した報告書を 甲に提出しなければならない。ただし、(2)については翌月の20日までとする。
  - (1) 本業務の実施状況
  - (2) 本業務の収支状況
  - (3) 本施設の利用状況
  - (4)前3号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項
- 2 乙は、四半期ごとに、支払を受けた指定管理料の執行の内訳を明らかにした書類を、 四半期終了後、翌月の20日までに甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、本施設について毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した当該年度の業務実績報告書を甲に提出しなければならない。ただし、当該年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該取消しの日から起算して30日以内に当該取消しの日までの当該年度の業務実績報告書を提出しなければならない。
  - (1) 本業務の実施状況
  - (2) 本業務の収支状況
  - (3) 本施設の利用状況
  - (4) 第14条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の実績
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項
- 4 乙は、前3項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに その状況を甲に報告しなければならない。
  - (1) 災害その他の事由により、本業務の執行が困難になったとき。
  - (2) 重大な事故があったとき。
  - (3)前2号に掲げるもののほか、施設の運営に支障を来すような異例な事態が発生したとき。

## (施設利用者アンケート等の実施)

第26条 乙は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、少なくとも年に1回アンケート、意見箱等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善の状況について甲に報告するものとする。

## (業務実施状況調査)

第27条 甲は、第25条の規定に基づく報告の確認のほか、必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、乙に対し、本業務の実施状況等につ

いて、報告を求め、又は調査を行い、必要な指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項に規定する指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

## (モニタリング)

第28条 乙は、前条に定める業務実施状況調査のほか、甲が実施するモニタリングに対し、誠実に応じなければならない。

## (第三者評価の実施)

- 第29条 乙は、甲が契約する第三者評価機関又はこれに類するものによる評価を受審 しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定による受審の実施後において、当該受審の結果に基づき行った業 務改善に係る取組状況について、甲に報告するものとする。

## 第5章 指定管理料

## (指定管理料)

- 第30条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を払わなければならない。
- 2 指定管理料の額は、年度ごとに予算の範囲内で定める。
- 3 指定管理料の支払の方法は、別途年度協定で定める。その際、乙は、あらかじめ甲に対し、指定管理料の執行に係る年間計画書を提出しなければならない。
- 4 指定管理料には、第17条第2項の規定により乙が実施する修繕に要する費用(以下「修繕費」という。)及び光熱水費を含むものとする。

ただし、光熱水費のうち、電気料金は指定管理料に含めず、甲が支払うものとする。 乙は、電気使用料の実績を把握し、月ごとに甲に報告するものとする。

- 5 次に掲げる場合には、実績に応じて清算するものとする。
  - (1)修繕費、光熱水費及び職員人件費について余剰金が発生したとき。
  - (2) 実績が事業計画における見込みを下回ったことにより執行残額が発生したとき。

## (指定管理料の額の変更)

第31条 前条に規定する指定管理料について、業務範囲の変更等により当初合意された額が不適当となったときは、甲乙協議の上、変更できるものとする。

## 第6章 自主事業

## (自主事業)

- 第32条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用負担において、自主事業を実施することができる。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合には、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲乙協議する。
- 3 甲は、乙が自主事業を実施するに当たって、別途自主事業の実施条件等を定めることができる。
- 4 乙は、乙が実施した自主事業の収支を明らかにした書類を、毎月終了後、翌月の 20 日までに甲に提出しなければならない。

## 第8章 損害賠償及び不可抗力

## (損害賠償等)

第33条 乙は、故意又は過失により、本施設を損傷又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

## (第三者への賠償)

- 第34条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

#### (保険)

- 第35条 乙は、本業務の実施に当たり、次に掲げる保険に加入するものとする。
  - (1)施設賠償責任保険
  - (2) 第三者賠償保険

#### (不可抗力発生時の対応等)

- 第36条 不可抗力の発生により甲又は乙に損害、損失及び増加費用が発生するおそれがある場合、乙は、早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。
- 2 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、乙は、そ

- の内容及び程度について甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の報告を受けた場合、損害状況を確認し、甲乙協議の上、不可抗力の判 定、費用負担等を決定するものとする。
- 4 不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められる場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。ただし、その場合、甲は、乙との協議の上、乙が本業務の一部の実施ができなくなったことにより免れた費用について、第32条に規定する指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間の満了

#### (業務の引継ぎ等)

- 第37条 乙は、本協定の終了に際し、本業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲又は甲が指定するものに対する引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 前項の規定による本業務の引継ぎ等に関する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定 するものによる本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 4 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

#### (原状復帰の義務)

- 第38条 乙は、本協定の終了までに、指定管理の物件、備品等を原状に回復し、甲に対して明け渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は指定管理の物件の原状回復は行わずに甲が認める状態で明け渡すことができるものとする。

#### (備品等の扱い)

- 第39条 本協定終了に際し、備品等の扱いについては、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 備品等(I種)について、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
  - (2) 備品等(Ⅱ種)について、乙は、原則として自己の責任と費用において撤収する ものとする。ただし、甲乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が 指定するものに対して備品等(Ⅱ種)を引き継ぐことができるものとする。

#### 第9章 指定期間の満了以前の指定の取消し等

## (甲による指定の取消し等)

- 第40条 甲は、条例第17条に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第15条第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
  - (1) 本業務の遂行に際し、不正行為があったとき。
  - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
  - (3) 乙が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
  - (4) 自らの責めに帰すべき事由により、乙から本協定の解除の申出があったとき。
  - (5) 港区防災対策基本条例(平成23年港区条例第24号)第24条第1項の規定により、甲が本施設を避難所とするとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、乙による本施設の管理運営を継続することが、社 会通念上適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失や追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

## (乙による指定の取消しの申出)

- 第41条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し 出ることができるものとする。
  - (1) 甲が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
  - (2) 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害を受け、本業務の実施を継続することが困難と認めるとき。
  - (3)前2号に定めるもののほか、甲において、乙が指定の取消しの申出をすること がやむを得ないと認めるとき。
- 2 甲は、前項の規定により申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定する ものとする。

## (不可抗力による指定の取消し)

- 第42条 甲又は乙は、不可抗力により発生した事故等により、本業務の継続等が困難 と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものと する。
- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断した場合、甲は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の指定の取消しによって乙に発生した損害又は増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙との協議により決定するものとする。

## (指定期間終了時の取扱い)

第43条 第37条から第39条までの規定は、第40条から前条までの規定により本協 定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、この限りで ない。

### (経費の返還等)

第44条 甲は、条例第17条の規定に基づき年度の途中において指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、乙に対して支払った指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。また、このことにより生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わない。

## 第10章 その他

#### (環境への配慮)

- 第45条 乙は、本業務を行うに当たっては、次に掲げる取組により、環境への配慮に 留意するものとする。
  - (1)環境に配慮した商品・サービスの購入(グリーン購入)を推進し、また、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。
  - (2) 水、電気、ガス、ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、 取組を推進すること。
  - (3) 有害化学物質、廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に及ぼす事故を防止すること。
  - (4)業務に関わる者に対して、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に 努めること。

## (権利義務の譲渡の禁止)

第46条 乙は、本協定により生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできないものとする。

#### (運営協議会の設置)

- 第47条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の 調整を図ることを目的とする運営協議会を設置することができる。運営協議会を設置 する場合の詳細は、別途作成する規約において定める。なお、規約の内容は、甲乙協 議の上、決定するものとする。
- 2 甲と乙は、協議の上、前項に規定する運営協議会に、関連する企業・団体、外部有 識者、区民等を参加させることができるものとする。

## (指定管理者の口座開設)

第48条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、 本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとする。

## (請求、通知等の様式その他)

第49条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定 に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

## (協定の内容の変更)

第50条 本業務に関し、本業務の前提となる条件若しくは内容が変更されたとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

## (裁判管轄)

第51条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

## (疑義についての協議)

第52条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、甲 乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

## 令和5年3月22日

- 甲 港区芝公園一丁目5番25号 港 区 港 区 長 武 井 雅 昭
- 乙 千代田区神田神保町二丁目30番地港区エコみらいプロジェクト代表団体 株式会社小学館集英社プロダクション代表取締役社長 都 築 伸一郎

## 個人情報等取扱いに関する特記事項

## (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密保持等の義務)

- 第2条 乙は、この協定により受託した事務に関して知り得た個人情報をみ だりに他人に知らせてはならない。指定管理期間満了後又は取消後も同様 とする。
- 2 乙は、この協定により実施する管理運営業務に従事する者及び従事した 者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

## (目的外利用等の禁止)

- 第3条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を管理 運営業務以外の用途に利用してはならない。
- 2 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を第三者に 提供し、又は譲渡してはならない。

## (再委託)

- 第4条 乙は、この協定により実施する管理運営業務の一部を第三者に委託 する必要がある場合は、あらかじめ甲に通知し、承諾を得なければならな い。
- 2 乙は、この協定により実施する管理運営業務について前項の規定により 第三者に委託する場合は、この協定により求められる安全管理措置と同等 の措置を講ずることができる事業者を委託先とし、この協定と同等の安全 管理措置を義務付ける委託契約を結ばなければならない。また、乙は委託 先に対して適切な監督を行い、甲の求めに応じて、その状況を報告しなけ ればならない。
- 3 前2項の規定は、委託先が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

## (複写、複製等の禁止)

第5条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を甲の 許可なく複写し、又は複製してはならない。 2 乙は、この協定により実施する管理運営業務の範囲を越えて、個人情報 の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の 安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 乙は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告しなければならない。また、乙は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

- 第8条 乙は、この協定により実施する管理運営業務が完了したとき又はこの協定が解除されたときは、管理運営業務に係る個人情報を速やかに甲に 返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、当該個人情報を甲の指示に基づき廃棄 するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の 物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とする ために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

- 第9条 甲は、乙が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反 し、又は義務を怠った場合は、この協定を解除することができる。
- 2 前項の場合において、甲は、その事実を公表することができる。
- 3 第一項の場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償 しなければならない。指定管理期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

- 第10条 甲は、乙がこの協定により実施する管理運営業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、乙に報告を求めることができる。
- 2 甲は、乙に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施する ことができる。委託先についても同様とする。

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 乙は、管理運営業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理 責任者を置き、管理運営業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を 置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 乙は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事

前に従業者名簿を甲へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 乙は従業者に対して、管理運営業務を行うために必要な教育及び 訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の 人的安全管理措置を講じなければならない。

(特出しの禁止)

第14条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る特定個人情報 を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 乙は、協定内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書 面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

- 第16条 乙及び甲は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく 管理運営業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、管理運営業務におけ る特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断し た場合は双方協力のうえ対応しなければならない。
- ※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

## 別紙2 (第23条関係)

# エコプラザ管理備品等一覧( I 種)

# 1 備品

備品番号	品名	品質規格
205971	卓子	MT-112F1
206351	織物機械	手織機 SY-5型
206352	織物機械	手織機 SY-5型
2004241	格納箱	EC-193スタンダードタイプ
2005628	整理棚	730×730×760 (mm) 木材サンプル棚
2005629	整理棚	730×730×760 (mm) 木材サンプル棚
2005630	整理棚	730×730×760 (mm) 木材サンプル棚
2005631	整理棚	730×730×760 (mm) 木材サンプル棚
2005632	整理棚	730×730×760 (mm) 木材サンプル棚
2005909	その他(音響映像照明器具類)	グラフィックイコライザーWZ-AE32
2005910	その他(音響映像照明器具類)	グラフィックイコライザーWZ-AE32 ワイヤレスレシーバー WX-4020B
2005911 2005912	その他(音響映像照明器具類) その他(音響映像照明器具類)	ハイパワーアンプ WA-H60
2005912	その他(音響映像照明器具類)	オーディオミキサー RAMZA WR-XO2
2005915	その他(音響映像照明器具類)	マトリックススイッチャー MS-802
2005917	その他(音響映像照明器具類)	マトリックススイッチャー MS-802
2005918	その他(音響映像照明器具類)	パワーコントローラー WU-L61
2005919	その他(音響映像照明器具類)	パワーコントローラー WU-L61
2005920	その他(音響映像照明器具類)	パワーコントローラー WU-L61
2005921	その他(音響映像照明器具類)	パワーアンプ WA-H30
2005922	その他(音響映像照明器具類)	オーディオインターフェイス AudioFire12
2005923	投影機	DLPプロジェクター TH-D3500
2005924	ローリングタワー	高所作業台 QU25EV-AC
2005925	回転椅子	事務椅子 CR-G1100B6
2005926	回転椅子	事務椅子 CR-G1100B6
2005927	回転椅子	事務椅子 CR-G1100B6
2005928	回転椅子	事務椅子 CR-G1100B6 事務椅子 CR-G1100B6
2005929 2005930	<u>回転椅子</u> 回転椅子	事務椅子
2005931	回転椅子	事務椅子 CR-G1100B6
2005932	回転椅子	事務椅子 CR-G1100B6
2005933	回転椅子	事務椅子 CR-G1100B6
2005934	回転椅子	事務椅子 CR-G1100B6
2005935	書棚	キャビネット SH-635GF1N
2005936	書棚	キャビネット SH-435GF1N
2005937	その他(音響映像照明器具類)	ハイパワーアンプ WA-H30
2005938	書棚	キャビネット SH-535GF1N
2006005	書棚	キャビネット SH-535FIT
2006006	書棚	キャビネット SH-635FIT
2006007 2036983	書棚 AED(自動体外式除細動器)	キャビネット SH-435FIT AED-3100
2030983	AED (自動体外式除細動器)  AED収納ラック	UB-931-W+UB-S931-W
2006268	投影機	DLPプロジェクター TH-D3500
2006726	複写機	Apeosport-III C2200
2025594	投影機	プロジェクター, CASIO, XJ-UTWN
2025624	演壇	H1000W900D450木製
2028989	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
2028990	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
2028991	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
2028992	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
2028993	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
2028994	展示パネル	国産材を使用した木製パネル 国産材を使用した木製パネル
2028995 2028996	展示パネル 展示パネル	国産材を使用した不製パネル
2028997	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
<u> </u>	[\text{\tin}\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}}\tint{\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\ti}\tint{\text{\ti}\tint{\tintet{\text{\text{\tint}\tint{\text{\tint}\tex	田/王市で区川でに小教バイル

000000		
2028998	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
2028999	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
2029000	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
2029001	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
2029002	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
2029003	展示パネル	国産材を使用した木製パネル
9902144	織物機械	手織機 SY-5型
9924383	整理箱	トレーユニットA4深型 W900×D45
9955150	平机	間伐材集成 t=30~50mm, W1200×D700×H7
9955151	平机	間伐材集成 t=30~50mm, W1200×D700×H7
9955152	平机	間伐材集成 t=30~50mm, W1200×D700×H7
9955153	<b>平机</b>	間伐材集成 t=30~50mm, W1200×D700×H7
9955154	平机	間伐材集成 t=30~50mm, W1200×D700×H7
	<u> </u>	間伐材集成 t=30~50mm, W1200×D700×H7
9955155	平机	
9955156	脇机	間伐材集成 t=30~50mm, W430×D550×H66
9955157	脇机	間伐材集成 t=30~50mm, W430×D550×H66
9955158	脇机	間伐材集成 t=30~50mm, W430×D550×H66
9955159	脇机	間伐材集成 t=30~50mm, W430×D550×H66
9955160	脇机	間伐材集成 t=30~50mm, W430×D550×H66
9955161	脇机	間伐材集成 t=30~50mm, W430×D550×H66
9955162	ベンチ	間伐材集成 t=30~50mm, W2100×D600×H4
		日  大  7   宋  以
9955163	ベンチ	間伐材集成 t=30~50mm, W2100×D600×H4
9955164	ベンチ	間伐材集成 t=30~50mm, W2100×D600×H4
9955165	ベンチ	間伐材集成 t=30~50mm, W2100×D600×H4
9955166	ベンチ	間伐材集成 t=30~50mm, W2100×D600×H4
9955167	ベンチ	間伐材集成 t=30~50mm, W2100×D600×H4
9955168	ベンチ	間伐材集成 t=30~50mm, W2100×D600×H4
9955668	カウンター	W2250×D500×H1060
9960211	テレビ受像機	LCD-H40MZW75
9960212	テレビ受像機	LCD-H40MZW75
9960213	テレビ受像機	LCD-H40MZW75
9960214	テレビ受像機	LCD-H40MZW75
9960215	スクリーン	VL-S80E
9960216	スクリーン	VL-S80E
9960222	陳列棚	BALANCE W1200mm×D300mm×H1800mm木製5段
9960223		BALANCE W700mm×D300mm×H1800mm木製5段
	陳列棚	
9960224	平机	木製事務机 (檜) 1200×700×700mm
9960225	平机	木製事務机(檜)1200×700×700mm
9960226	脇机	木製サイドキャビネット 430×550×600mm
9960227	脇机	木製サイドキャビネット 430×550×600mm
9960312	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960313	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960314	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960315	長型机	ZLW-KT18021 W1800×D600×H700mm
	文字例 	
9960316	長型机	ZLW-KTPS621 W1800 × D600 × H700mm
9960317	長型机	ZLW-KTPS621 W1800 × D600 × H700mm
9960318	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960319	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960320	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960321	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960322	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960323	長型机	ZLW-KT18021 W1800×D600×H700mm
9960324	長型机	ZLW-KTPS621 W1800 × D600 × H700mm
9960325	長型机	ZLW-KTPS621 W1800 × D600 × H700mm
9960326	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960327	長型机	$ZLW-KTPS621$ $W1800 \times D600 \times H700$ mm
9960328	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960329	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960330	長型机	ZLW-KT18021 W1800×D600×H700mm
	火尘水  	
9960331	長型机	ZLW-KTPS621 W1800 × D600 × H700mm
9960332	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm

9960333	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960334	長型机	ZLW-KT13021 W1800×D000×11700mm ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960335	長型机	ZLW-KT18021 W1800 × D600 × H700mm
9960336	長型机	ZLW-KT18021 W1800 × D600 × H700mm
9960337	長型机	ZLW-KT13021 W1800×D000×11700mm ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960338	長型机	ZLW-KT13021 W1800×D000×11700mm ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960339	長型机	ZLW-KTF3621 W1800×D600×11700mm ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960340	長型机	ZLW-KTFS621 W1800 × D600 × H700mm ZLW-KTPS621 W1800 × D600 × H700mm
9960341	長型机	ZLW-KTF3621 W1800×D600×11700mm ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960342	長型机	ZLW-KTF3621 W1800 × D600 × 11700 mm ZLW-KTPS621 W1800 × D600 × H700 mm
		ZLW-KTFS621 W1800 × D600 × H700mm ZLW-KTPS621 W1800 × D600 × H700mm
9960343	支 <u>空机</u>  長型机	ZLW-KTF3621 W1800 × D600 × 11700 mm ZLW-KTPS621 W1800 × D600 × H700 mm
9960344		
9960345	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960346	長型机	
9960347	長型机	ZLW-KTPS621 W1800 × D600 × H700mm
9960348	長型机	ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm ZLW-KTPS621 W1800×D600×H700mm
9960349	長型机	
9960350	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm 間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960351	長型机	1.31213
9960352	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960353	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960354	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960355	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960356	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960357	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960358	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960359	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960360	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960361	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960362	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960363	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960364	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960365	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960366	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960367	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960368	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960369	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960370	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960371	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960372	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960373	長型机	間伐材テーブル W1300×D600×H720mm
9960374	ホワイトボード	BB-R636W1W1NN
9960375	ホワイトボード	BB-R636W1W1NN
9960403	かさ立	US-181NN (筒状錠なし、60本用)
9960404	かさ立	US-181NN (筒状錠なし、60本用)
9960405	かさ立	US-181NN(筒状錠なし、60本用)

## 2 その他

2 その他	<u> </u>	
管理番号	品名	数量
1	木製丸テーブル	1
2~5	ホワイトボード	4
$\frac{2\sim5}{6\sim7}$	台車	2
8~9 11~13	オーディオラック	2
11~13	踏み台	3
14~34	木製展示パネル	4 2 2 3 21
82~129	ダンボール家具(机)	48
130~277	ダンボール家具(椅子)	148
295~296	学校椅子	2
297~418	間伐材会議用椅子	122
419~487	間伐材リフレッシュチェア	69
508~524	間伐材可動式テーブル(小)	17
525~528	音響コントローラー	
529~530	パンフレット棚	4 2 8 1
531~538	木製プランター	8
541	木製タマゴ置物	1
542	ダンボール家具(丸机)	1
543	チラシ収納ラック	1
544	収納ラック	1
545	車椅子	1
546~548	マイク	3
549~551	ピンマイク	3
$552 \sim 553$	ロッカー	3 3 2
554	木製ラック	1
555~563	内線電話機	9
$564 \sim 567$	脚立	9
568	スチール製展示パネル	1
573	傘立て	1
574~628	可動式スポットライト	56
630	紙すき道具	1
631~634	洋服ハンガー	
635~636	プロジェクター台	2
639~641	工作作業台	3
642	木製自転車	3 1
$643 \sim 647$	湿温度計	5
OIO OII	元元	J